

萩市下水道事業経営戦略



平成29年3月



山口県萩市

上下水道部下水道建設課

目次

1. 萩市の下水道事業の現状	1
(1) 下水道の概要	1
(2) 人口の推移	1
(3) 下水道使用料	3
(4) 組織	4
2. 経営の基本方針	5
3. 投資・財政計画（収支計画）	5
(1) 収支計画	5
(2) 投資計画	5
(3) 施設改修計画	6
4. 効率化・経営健全化の取組み	6
(1) 組織及び人材に関する事項	6
(2) 下水道整備に関する事項	6
(3) 広域化・統合に関する事項	7
(4) 使用料、その他の収入に関する事項	7
① 下水道使用料	7
② 水洗化の促進	8
(5) 公営企業の経営に関する事項	8
(6) その他に関する事項	9
① 「経営戦略」の基本的考え方	9
様式第2号 投資・財政計画（収支計画）	10

1. 萩市の下水道事業の現状

(1) 下水道の概要

萩市の広義の下水道は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、特定地域生活排水事業、個別排水事業及び浄化槽設置整備事業があり、浄化槽設置整備事業を除く7事業は、特別会計により公営企業として実施しています。

公共下水道等の集合処理では26の処理区と25の処理場を有し、特定地域生活排水事業等の浄化槽（市町村設置型）は2地域で約340基を有しており、下水道全体の整備率¹は平成27年度末で66.87%、水洗化率²は87.68%です。

萩地域の公共下水道、農業集落排水事業、漁業集落排水事業が整備中で、他の地域の下水道は整備を完了しています。

萩市の下水道事業の概要

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	林業集落排水事業	特定地域生活排水事業	個別排水事業
処理区等数	1処理区	1処理区	14処理区	9処理区	1処理区	2地域	2地域
建設事業開始年月	S53.3	H10.9	H1.11	S55.4	H11.11	H16.4	H13.2
供用開始年月	S60.4	H15.4	H6.5	S59.4	H14.3	H16.5	H13.4
処理区域内人口(人)	18,651	1,577	5,008	5,246	45	635	200
水洗化済人口(人)	16,599	1,466	4,420	4,163	36	631	182
全体計画面積(ha)	1,190	67	631	185	4	-	-
処理区域内面積(ha)	589	59	567	169	4	-	-
総事業費(百万円)	36,241	1,479	15,439	11,162	127	238	108

《平成27年度末 下水道建設課調べ》

(2) 人口の推移

平成17年3月に1市2町4村が合併し、行政区域内人口は合併から平成27年度末の11年間で約10,000人減少しました。

処理区域内人口³については、平成16年度から平成27年度末までの11年間で284haの供用開始を行い約850人増加しています。また、水洗化済人口⁴は、11年間で約3,000人増加しています。

¹ 下水道全体の整備率＝下水道を整備した面積÷下水道の全体計画の面積

² 水洗化率＝水洗化済人口÷処理区域内人口

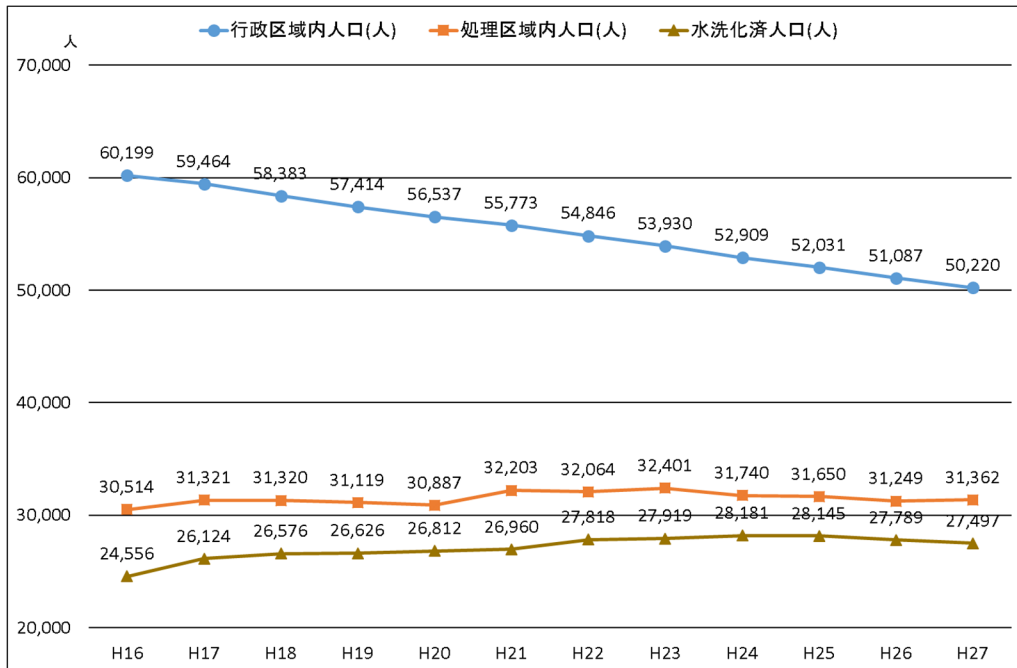
³ 供用開始した区域内の人口

⁴ 供用開始した区域内のうち、下水道に接続した人口

新たに供用開始した区域は、農・漁業集落排水事業が多いことと人口減少の影響を受け、整備を進めても処理区域内人口は伸び悩んでいます。

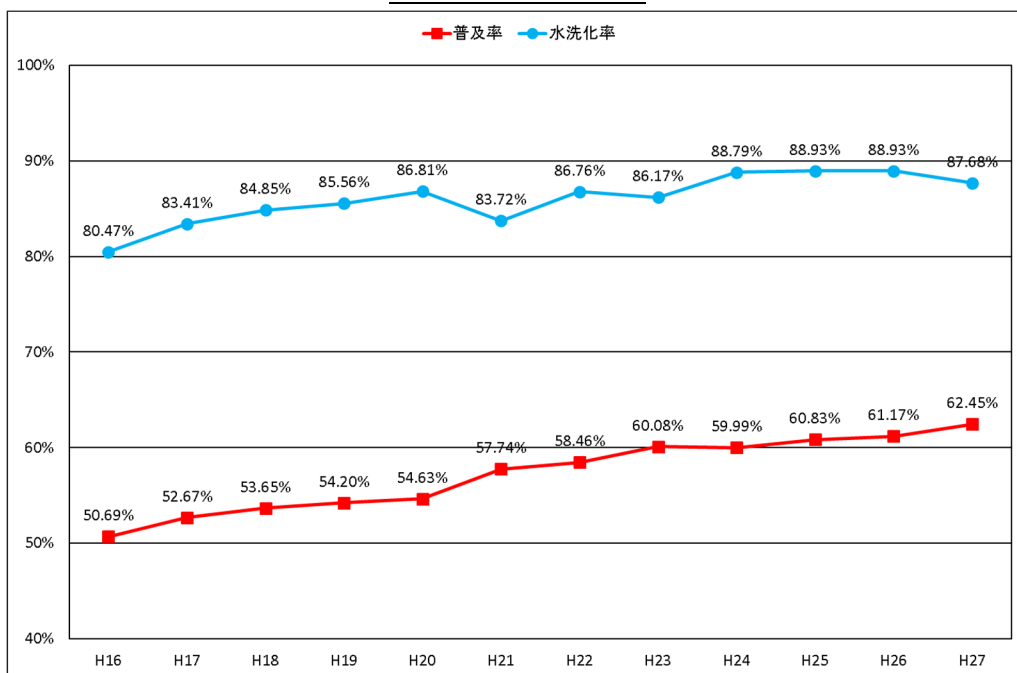
しかし、普及率は11年間で約12%増加したことから、下水道は確実に普及しているといえます。

行政区域内人口、処理区域内人口、水洗化済人口の推移



《出典：総務省地方公営企業決算状況調査》

普及率・水洗化率



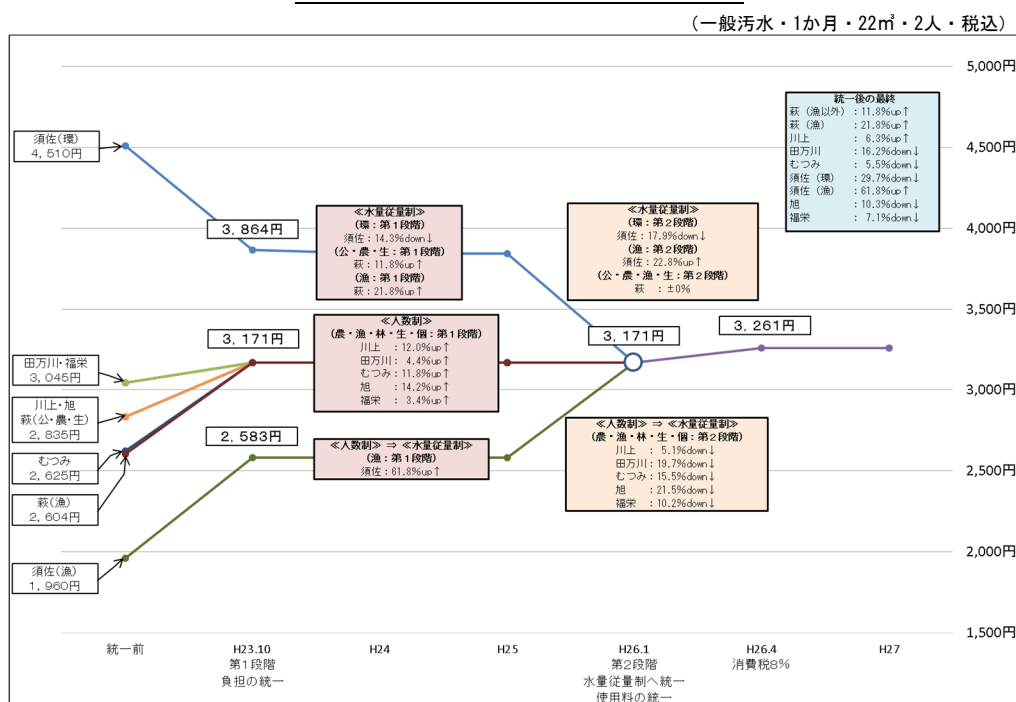
《出典：総務省地方公営企業決算状況調査から算出》

(3) 下水道使用料

合併協議では、下水道使用料の取扱いは、「当面現行どおりとし、新市において調整する。」となっており、7地域9使用料体系でした。この使用料体系は、地域によって単価が異なっていたため、合併後5年が経過した平成23年10月に第1段階として「人数による定額制⁵」と「水量従量制⁶」の使用料体系内での単価統一に取り組みました。

その後、平成26年1月から「水量従量制」による全市の使用料を統一しました。

下水道使用料の統一イメージ図



過去10年間の下水道使用料の推移を見ると水洗化率と比例して上昇し、平成23年10月の改定により下水道使用料は増収となっています。しかし、平成25年度は萩市東部集中豪雨災害による被災者への減免措置、平成26年度は水量従量制による下水道使用料の統一などの影響により大幅に減少しています。

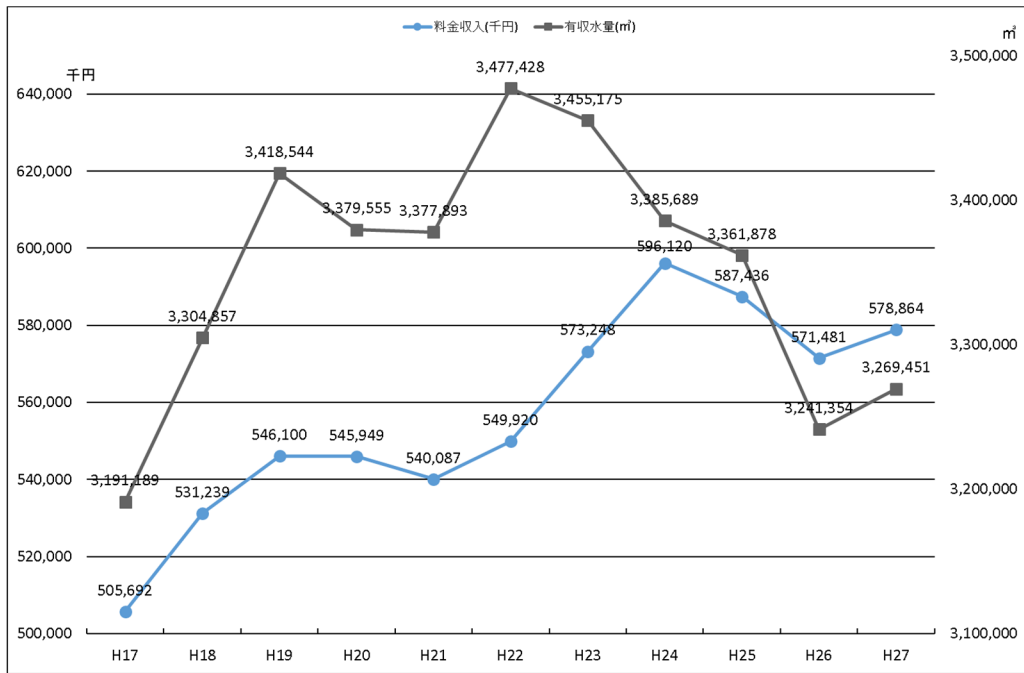
有収水量は、平成22年度をピークに減少傾向となっています。これは人口減少に加え節水意識の向上によるものと大口使用者（企業等）の撤退によるものです。

下水道使用料についても同様で、平成23年10月の改定の影響により平成24年度がピークで、その後は有収水量の減少に伴い減少傾向となっています。

⁵ 戸数割と世帯人員を乗じて算定する方法

⁶ 使用量の多寡に応じて、水量に単価水量あたりの単価を乗じて算定する方法

使用料収入と有収水量の推移



「条例上の使用料⁷」と「実質的な使用料⁸」を比較してみると平成27年度の実績で625円の差があります。この差は使用料に「累進制⁹」を採用しているためです。

条例上の使用料（税込）

平成25年度	2,835円
平成26年度	2,916円
平成27年度	2,916円

実質的な使用料（税込）

平成25年度	3,495円
平成26年度	3,526円
平成27年度	3,541円

※平成26年度の改定は、消費税及び地方消費税の税率改定によるものです。

(4) 組織

平成13年度に、一体的かつ効率的な汚水処理施設の整備と維持管理のため、建設部局にあった公共下水道、農林水産部局にあった集落排水事業及び環境部局にあった浄化槽関連事業を一つの課にしました。

また、合併と同時にそれまでは水道局であった上水道部局と建設部局にあった下水道部局を統合し「上下水道部」となりました。平成27年度からは堀内にあった下水道建設課を第2庁舎2階に移転しました。

⁷ 一般家庭における20m³あたりの使用料

⁸ 使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの（一般家庭のみでなく事業所も含む）

⁹ 使用量の増加によって単価が高くなるしくみ

2. 経営の基本方針

萩市では、少子高齢化や人口減少等の課題があり、厳しい社会情勢ではありますが、河川、海等の豊かな漁場と風光明媚な自然環境を未来へつないでいくため、下水道事業の健全な経営に努めてまいります。

平成27年度は「汚水処理施設整備構想¹⁰」の見直し時期であったことから、事業計画（認可）区域においては、国・県の要請する10年概成を目指した計画策定により整備を進めてまいります。

下水道予定整備区域については、合併処理浄化槽の普及状況の実情を踏まえ、合併処理浄化槽による整備手法へ転換することが財源効率として望ましいと考えられることから、今後は検討を進めてまいります。

この他にも既存施設の老朽化した設備の更新、人口減少等による下水道使用料の減収等など経営環境は厳しさを増してくるところですが、生活に欠くことのできない重要なサービスを安定的に提供し続けるため、平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間として、今後の萩市下水道事業を効率的かつ健全に運営するため本計画を策定します。

なお、平成29年4月から公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む。以下同じ。）を、平成30年4月から農・漁・林業集落排水事業、特定地域生活排水事業及び個別排水事業を地方公営企業法の適用を行うこととしているため、公営企業会計移行後の決算結果をもとに公営企業会計に則した計画へと見直しを行う予定です。

また、その後においても定期的に進捗管理と見直しを行う予定です。

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 収支計画

様式第2号のとおりです。ただし、平成28年度から平成38年度については、過去の決算状況をもとに推計した見込額としています。また、企業会計移行後には見直しを行う予定です。

(2) 投資計画

公共下水道、農業集落排水事業、漁業集落排水事業で事業計画区域内の整備を進めています。公共下水道については、汚水整備として山田、椿東、椿地区の面整備を雨水整備として堀内ポンプ場の更新事業を実施しています。農業集落排水事業については、椿南地区を漁業集落排水事業については大井浦地区の排水管路整備を実施しています。

¹⁰ 市街地、農山漁村等を含めた市区町村全域で効率的な汚水処理施設の推進をするため、各種汚水処理施設の有する特性等を踏まえ、建設費と維持管理費を合わせた経済比較を基本としつつ、水質保全効果、汚泥処理方法等の地域特性や地域住民の意向を考慮し効率的かつ適正な整備手法を選定するための構想（出典：国土交通省HP）

また、特定環境保全公共下水道の不明水対策事業、農業集落排水事業の下田万地区の機能強化事業などの改築事業も行っています。

事業計画（認可）区域内の整備について、国・県の要請する10年概成を目指すことから計画的に投資を行ってまいります。

(3) 施設改修計画

萩市は25の処理場を有しており供用開始から30年を経過した処理場もあります。これらの処理場と管渠は老朽化により、今後は修繕費が増大することが予想されます。機械機器類については定期的なメンテナンスやオーバーホールを行ってこそ性能が維持されるものであることから、これらの費用を平準化するとともに計画的に進めてまいります。

4. 効率化・経営健全化の取組み

(1) 組織及び人材に関する事項

平成29年4月から公共下水道については地方公営企業法の適用を行い、平成30年4月にはすべての事業について地方公営企業法の適用を行うことから、上下水道の管理部門を統合して、さらに組織的に一体となった企業運営を行い、経費節減を図っていかねばなりません。

また、担当職員は公営企業職員として、事業の能率的な経営と公共性及び企業性の発揮に努め、経営能力の向上を図っていかねばなりません。

地方行政を取り巻く環境が非常に厳しくなっている現在、市民サービスの向上と人件費のバランスを考慮しつつ、最小限の人員で最大のサービスの提供ができるよう定員適正化に取り組んでいきます。

(2) 下水道整備に関する事項

平成27年度末における萩市の汚水処理人口普及率は86.9%に達していますが、未だに約7,000人が汚水処理施設を利用できない状況があります。

特に公共下水道については、全体計画区域内の整備率は49.5%、事業計画（認可）区域内の整備率は75.0%と整備が遅れていることから、生活環境の向上や公共用水域の保全等のために、一刻も早く整備する必要があります。

国においては、変化していく人口減少等の社会情勢や厳しい財政事情等を踏まえて3省連携の『持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直し』が平成26年1月に示されました。これは、全ての国民に根幹的インフラである汚水処理サービスを早期に提供する必要があることから、地方公共団体に対し汚水処理施設整備の10年概成を図るため計画の見直しなどを要請しています。

萩市においても、国の要請に呼応し整備が遅れている地域への汚水処理サービスを早期に提供し、かつ効率的に整備が実施できるよう平成27年度に『萩市汚水処理施設整備

構想』を策定したところです。また、整備中の処理区¹¹に関しては、今後10年概成を目指し整備する方針としました。

しかし、公共下水道の菘処理区は、計画面積が広範囲であることから早期に整備を達成させるためには、合併処理浄化槽の整備も含めた弾力的な整備を実施する方針としたところです。

人口減少社会に直面し使用料収入は減少する一方、居住の範囲が広く分散していることも一因となり施設の維持管理費用は増大の一途をたどり、下水道事業の経営状況は一層厳しくなることが懸念されます。

そのため、菘市の財政状況等を考慮し、建設にかかる費用対効果などを鑑み、集合処理区域を個別処理区域へ変更するなど効率的かつ適正な整備手法の選定を再検討していく必要があります。また、「持続的な機能確保のための下水道管理」として、ストックマネジメントを考慮しつつ、身の丈にあった下水道計画を策定し事業を進めていくことが重要となっています。

(3) 広域化・統合に関する事項

平成25年に須佐浦地区漁業集落排水処理場を廃止し、隣接する須佐地区特定環境保全公共下水道へ統合しました。須佐浦地区漁業集落排水は昭和59年に供用開始し、平成6年から平成9年に改築更新を行いました。再度の改築更新時期となったため、平成15年に供用開始した須佐浄化センターへ流入させることとしました。これにより改築更新経費と維持管理経費の節減を行ったところです。

処理場の躯体の耐用年数は約50年、機械設備等の耐用年数は約15年程度です。本市の集落排水事業の処理場は、平成6年～平成15年に供用開始したものが多く、今後は機械設備等の改築更新の費用が増大することが予想されます。

集落排水事業については、処理区が隣接しているところもあり、人口減少により処理可能能力に余剰がでてくるところもあることから、改築更新と統合の比較検討を行い、時期を見極めた積極的な対応が必要と考えています。

(4) 使用料、その他の収入に関する事項

①下水道使用料

下水道事業は、公営企業として独立採算性の原則のもと、健全な経営と効率化を図ることとされています。

運営に伴う経費については、雨水にかかる経費は公費で、汚水にかかる経費は利用者からの私費（使用料）で負担することとされています。（「雨水公費・汚水私費」の原則）

菘市の下水道使用料は、平成23年10月に7地域9使用料体系により下水道使用料を徴収していたものを使用者の公平な負担という観点から下水道使用料の負担の統一を図るために平均9.8%の増額改定を行いました。

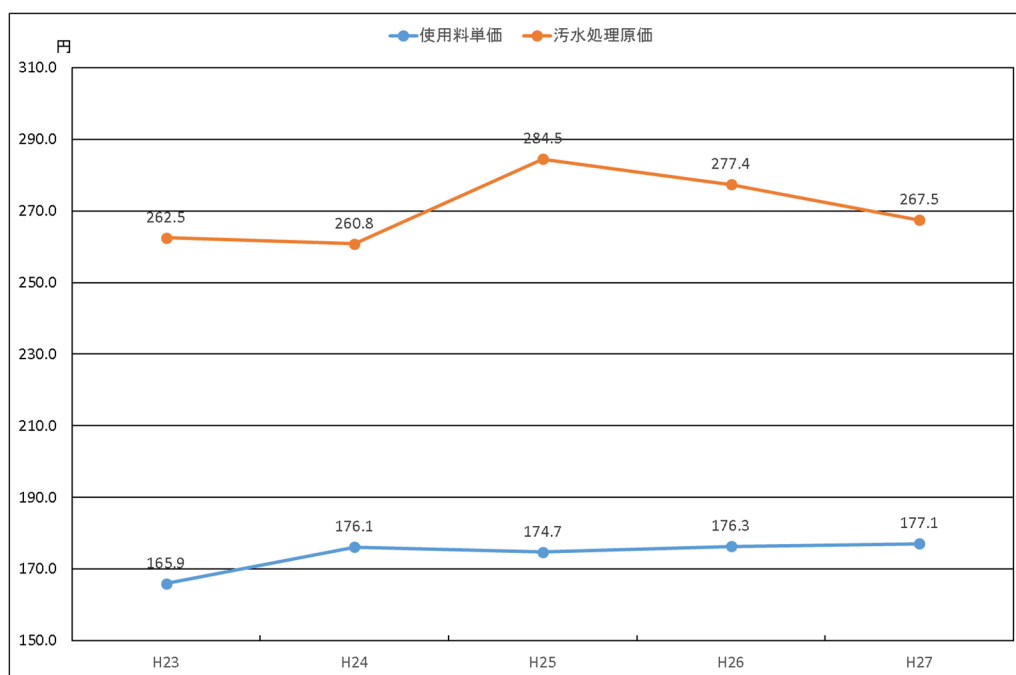
¹¹ 公共下水道の菘処理区、農業集落排水の椿南地区、漁業集落排水の大井浦地区のこと

平成26年1月から一部の地域で採用していた人数による定額制の使用料体系を、全地域において水量従量制へ変更する改定を行いました。

萩市の平成27年度末の汚水処理原価^{1 2}は267.5円で使用料単価^{1 3}の177.1円と比較すると90円の較差があり経費回収率^{1 4}は66.2%となっています。

「雨水公費・汚水私費の原則」を鑑みると現行使用料を約50%も引上げる改定が必要となります。当然のことながら、コスト縮減には引き続き努めてまいります。財源となる下水道使用料の改定に当たっては、公営企業会計へ移行後に適正な原価計算により算定期間と改定率を検討し、利用者の理解を得て進めていかなければなりません。

使用料単価・汚水処理原価



②水洗化の促進

萩市の水洗化率は、平成27年度末で87.68%となっています。下水道の整備には巨額の資金が投入されます。しかし、下水道管を整備しても宅内の排水設備工事を行わなければ投資効果は現れません。また、水洗化を促進することで、使用料収入が増加し改定率の抑制につながります。戸別訪問等の実施により未水洗理由を把握し、水洗化促進のための方策を検討するとともに、市報、ホームページ、下水道促進運動などで水洗化の必要性やメリットを継続的に広報してまいります。また「水洗便所改造資金融資あっせん制度」のPRを積極的に行い接続率の向上を図ります。

(5) 公営企業の経営に関する事項

平成26年8月に総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知があり、地方公営企業法の適用に向けたロードマップが示されました。

^{1 2} 汚水処理原価＝汚水に係る維持管理費及び資本費相当分÷有収水量

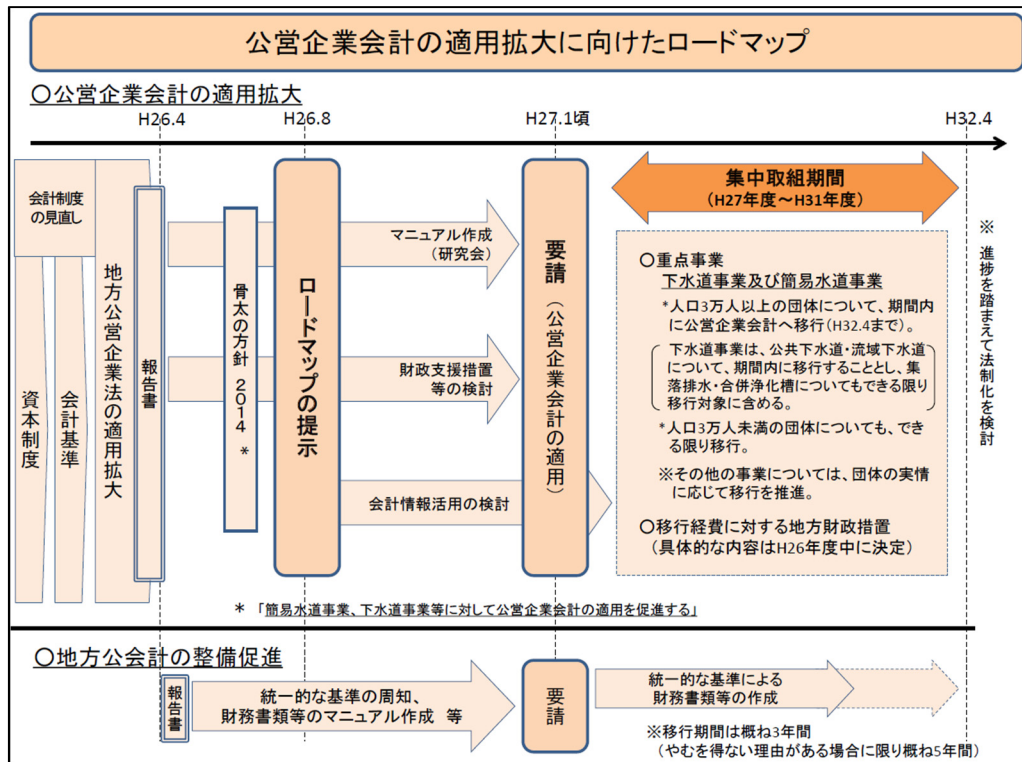
^{1 3} 使用料単価＝使用料収入÷有収水量

^{1 4} 経費回収率＝使用料単価÷汚水処理原価

このロードマップでは、平成32年4月に法制化を検討するため、平成27年度から平成31年度までを集中取組期間とし、人口3万人以上の団体については、期間内に公営企業会計へ移行するべきとされています。平成27年1月には「公営企業会計の適用の推進について」において総務省から要請があったところです。

萩市においても事業の経営状況の把握及び市民への説明責任が明確に行えることから地方公営企業の適用について準備を進めており、平成29年4月から公共下水道を平成30年4月からすべての事業について地方公営企業法の適用を行います。

なお、地方公営企業の適用範囲については、地方公営企業法の全部を適用します。



(6) その他に関する事項

①「経営戦略」の基本的考え方

平成28年10月現在、萩市の下水道事業は公共下水道事業特別会計ほか6つの特別会計を有しています。「経営戦略」は、「特別会計ごとに10年以上の計画期間で策定すること」が基本となっていますが、平成30年4月からの公営企業会計へ移行した後は、1つの事業会計として経営していきます。これは、下水道使用料を事業間（特別会計間）で統一していることから下水道使用料の基本的考え方となる「適正な原価」を算定するためには、1つの経営体として経営していく必要があるからです。

従いまして、「萩市下水道事業経営戦略」は、10年の計画期間から鑑みてもそれぞれの特別会計で策定するのではなく1つの特別会計とみなして策定いたしました。

■各事業合計

(単位:千円, %)

区分	年度																					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
赤字比率	$\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$																					
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)-(H)} \times 100$																					
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(T)-(C)																					
営業収益-受託工事収益	536,302	562,292	584,541	584,216	582,672	600,564	620,568	649,782	645,807	629,972	637,653	636,337	636,853	639,841	644,569	650,339	656,693	663,478	670,627	678,078	685,732	693,485
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(T)}{(U)} \times 100$																					
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(V)																					
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(W)																					
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(X)																					
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(V)}{(X)} \times 100$																					
他会計借入金残高	(Y)																					
地方債残高	17,514,897	17,406,688	15,671,563	15,018,491	14,365,347	13,798,911	13,180,461	12,619,825	12,302,895	11,910,045	11,559,185	11,375,962	11,063,097	10,747,285	10,454,267	10,170,225	9,850,588	9,519,645	9,183,078	8,836,623	8,519,805	8,305,070

(単位:千円)

○他会計繰入金

区分	年度																					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支	654,465	484,327	326,879	962,025	959,860	1,023,173	1,005,980	978,678	997,725	852,856	847,036	809,222	786,007	787,054	779,552	791,381	811,007	826,660	833,663	806,755	792,597	780,310
うち基準内繰入金	534,402	316,516	206,826	833,648	821,578	844,328	855,269	816,300	781,618	698,149	686,818	635,217	617,588	617,295	611,980	623,610	641,173	656,668	658,964	634,443	619,282	605,910
うち基準外繰入金	120,063	147,811	120,053	128,377	138,282	178,845	150,711	162,378	216,107	154,707	160,218	174,005	168,419	169,759	167,572	167,771	169,834	169,992	174,699	172,312	173,315	174,400
資本的収支	692,885	942,839	2,432,757	459,806	553,826	366,958	321,154	245,714	320,454	261,104	180,815	192,989	211,985	191,168	189,841	192,033	186,138	198,587	203,020	189,109	198,141	197,413
うち基準内繰入金	163,215	159,082	382,432	124,580	110,073	88,647	58,683	46,235	112,862	51,225	50,414	53,144	51,995	52,374	52,178	53,088	54,827	56,224	56,864	55,843	54,744	54,057
うち基準外繰入金	529,680	783,777	2,050,325	335,226	443,753	278,311	262,471	199,479	207,592	209,879	140,401	139,845	159,990	138,794	137,663	138,945	141,311	142,363	146,156	143,266	143,397	143,356
合計	1,347,360	1,407,166	2,759,636	1,421,831	1,513,686	1,390,131	1,327,134	1,224,392	1,318,179	1,113,960	1,037,851	1,002,211	997,992	978,222	969,393	983,414	1,007,145	1,025,247	1,036,683	1,005,864	990,738	977,723

■ 公共下水道事業

(単位:千円、%)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
赤字比率 ($\frac{(B)-(C)}{(S)} \times 100$)																							
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)																							
地方財政法施行令第16条第1項により算定した不足額																							
営業収益-受託工事収益 (B)-(C) (U)	385,505	386,326	396,464	399,297	397,414	411,716	423,520	442,371	439,829	439,302	446,811	446,987	447,355	447,769	448,291	448,879	449,472	450,076	450,706	451,405	452,181	453,030	
地方財政法による (T)/(U) × 100																							
資金不足の比率																							
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (V)																							
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額																							
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (X)																							
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((V)/(X) × 100)																							
他会計借入金残高 (Y)																							
地方債残高 (Z)	10,256,202	10,339,657	8,816,388	8,453,300	8,085,371	7,731,819	7,330,728	7,080,039	6,888,555	6,735,725	6,522,489	6,486,211	6,374,670	6,274,442	6,285,999	6,263,511	6,271,248	6,281,083	6,263,416	6,234,904	6,224,516	6,304,713	

(単位:千円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分	429,424	255,492	160,520	456,967	441,202	477,474	493,910	472,284	449,820	413,546	405,609	325,986	320,716	314,497	310,317	319,135	330,423	342,936	335,278	314,504	297,776	282,244
うち基準内繰入金	429,424	255,492	160,520	456,967	441,202	477,474	493,910	472,284	449,820	413,546	405,609	325,986	320,716	314,497	310,317	319,135	330,423	342,936	335,278	314,504	297,776	282,244
うち基準外繰入金																						
資本的収支分	290,765	470,599	1,947,880	226,368	315,410	157,843	117,689	59,999	63,942	86,464	45,757	36,775	36,180	35,478	35,006	36,001	37,274	38,686	37,822	35,479	33,592	31,840
うち基準内繰入金	63,078	58,536	52,553	38,417	28,606	23,342	14,513	15,203	15,926	16,683	17,476	14,045	13,818	13,550	13,370	13,760	14,236	14,775	14,445	13,550	12,829	12,160
うち基準外繰入金	227,687	412,063	1,895,327	187,951	286,804	134,501	103,176	44,796	48,016	69,781	28,281	22,730	22,362	21,928	21,636	22,251	23,038	23,911	23,377	21,929	20,763	19,680
合計	720,189	726,091	2,108,400	683,335	756,612	635,317	611,599	532,283	513,762	500,010	451,366	362,761	356,896	349,975	345,323	355,136	367,697	381,622	373,100	349,983	331,368	314,084

■特定環境保全公共下水道事業

(単位:千円、%)

区分	年度																					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
赤字比率	$(\frac{S}{B-C}) \times 100$																					
収益的収支比率	$(\frac{A}{D+H}) \times 100$																					
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(T)																					
営業収益-受託工事収益	(B)-(C)																					
地方財政法による資金不足の比率	$(\frac{T}{U}) \times 100$																					
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(V)																					
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(W)																					
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(X)																					
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$(\frac{V}{X}) \times 100$																					
他会計借入金残高	(Y)																					
地方債借入金残高	(Z)																					

○他会計繰入金 (単位:千円)

区分	年度																					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分	18,938	18,882	9,980	49,349	43,601	45,513	49,485	46,117	42,448	10,983	30,292	46,657	32,691	36,030	37,116	38,241	39,402	40,623	41,885	39,772	41,106	42,488
うち基準内繰入金	635	3,672	6,614	39,282	40,457	41,290	40,788	37,670	35,775	10,963	20,327	31,308	21,936	24,177	24,906	25,661	26,440	27,259	28,106	26,688	27,583	28,510
うち基準外繰入金	18,303	15,210	3,366	10,067	3,144	4,223	8,697	8,447	6,673	9,965	9,965	15,349	10,755	11,853	12,210	12,580	12,962	13,364	13,779	13,084	13,523	13,978
資本的収支分	19,616	37,436	44,817	19,231	28,143	17,078	24,059	17,086	47,129	2,252	3,912	6,025	26,805	4,653	4,793	4,938	5,089	5,246	5,409	5,136	5,308	5,487
うち基準内繰入金	8,496	8,612	38,841	8,851	8,223	5,251	2,643	2,522	38,032	2,252	3,912	3,722	3,723	3,724	3,725	3,726	3,727	3,728	3,729	3,730	3,731	3,732
うち基準外繰入金	11,120	28,824	5,976	10,380	19,920	11,827	21,416	17,086	9,097	3,912	3,912	2,303	23,082	929	1,068	1,212	1,362	1,518	1,680	1,406	1,577	1,755
合計	38,554	56,318	54,797	68,580	71,744	62,591	73,544	63,203	89,577	13,245	34,204	52,682	59,486	40,683	41,909	43,179	44,491	45,869	47,294	44,908	46,414	47,975

■農業集落排水事業

(単位:千円、%)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
赤字比率 ($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)																						
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)-(H)} \times 100$)																						
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (T)																						
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (U)	64,015	75,523	76,379	76,411	76,901	76,084	79,561	84,759	88,764	77,653	78,161	76,716	75,298	73,906	72,540	71,199	69,883	68,591	67,323	66,078	64,856	63,657
地方財政法による (T)/(U)×100																						
資金不足の比率																						
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (V)																						
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (W)																						
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (X)																						
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((V)/(X)×100)																						
他会計借入金残高 (Y)																						
地方債残高 (Z)	4,754,803	4,534,812	4,327,387	4,057,057	3,757,310	3,645,832	3,561,097	3,310,112	3,138,882	2,974,084	2,818,820	2,678,841	2,564,030	2,405,962	2,202,454	2,022,866	1,816,489	1,609,732	1,402,001	1,204,926	1,021,911	850,148

(単位:千円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分	107,686	107,270	77,712	312,718	311,796	305,474	279,084	268,714	310,597	236,861	233,755	251,557	244,485	248,996	248,828	252,287	261,274	267,349	274,252	273,067	270,031	269,653
うち基準内繰入金	99,427	52,120	34,225	259,655	263,574	234,267	229,519	219,211	200,954	175,517	166,460	179,137	174,101	177,313	177,051	179,657	186,057	190,383	195,299	194,455	192,293	192,024
うち基準外繰入金	8,269	55,150	43,487	53,063	58,222	71,207	49,565	49,503	109,643	61,344	67,295	72,420	70,384	71,683	71,577	72,630	75,217	76,966	78,953	78,612	77,738	77,629
資本的収支分	262,891	308,352	323,528	152,029	147,391	118,021	121,660	103,035	138,154	87,182	83,175	89,510	86,983	88,598	88,467	89,769	92,967	95,129	97,585	97,164	96,084	95,950
うち基準内繰入金	65,097	65,215	219,962	55,321	53,158	42,703	34,918	29,896	57,709	31,076	31,705	34,120	33,161	33,773	33,723	34,219	35,438	36,262	37,198	37,038	36,626	36,575
うち基準外繰入金	197,794	243,137	103,566	96,708	94,233	75,318	86,742	73,179	80,445	56,106	51,470	55,390	53,832	54,825	54,744	55,550	58,867	58,867	60,387	60,126	59,458	59,375
合計	370,587	415,622	401,240	464,747	459,187	423,495	400,744	371,749	448,751	324,043	316,930	341,067	331,478	337,594	337,095	342,056	354,241	362,478	371,837	370,231	366,115	365,603

■ 漁集落排水事業

(単位:千円、%)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
赤字比率 ($\frac{(B)-(C)}{(B)-(C)} \times 100$)																						
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)																						
地方財政法施行令第16条第1項により算定した不足額																						
営業収益-受託工事収益 (B)-(C) (U)	57,680	67,449	76,097	73,476	73,392	76,753	81,840	87,359	86,583	83,882	82,847	82,870	84,763	89,051	94,940	101,773	109,156	116,930	125,013	133,300	141,886	150,069
地方財政法による (T)/(U) × 100																						
資金不足の比率																						
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (V)																						
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額																						
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (X)																						
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((V)/(X) × 100)																						
他会計借入金残高 (Y)																						
地方債残高 (Z)	1,853,482	1,698,447	1,732,802	1,768,760	1,862,580	1,799,578	1,724,733	1,722,106	1,789,061	1,754,598	1,802,199	1,827,460	1,770,382	1,741,051	1,687,421	1,611,208	1,506,966	1,409,882	1,305,367	1,207,769	1,107,754	1,008,411

○他会計繰入金 (単位:千円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分	86,105	74,532	64,124	116,850	132,847	157,044	150,338	156,988	157,240	156,273	143,639	150,636	154,172	155,681	153,755	153,289	151,927	148,619	155,799	153,510	158,423	161,024
うち基準内繰入金	4,353	4,300	4,424	70,401	78,295	81,696	80,884	76,707	83,560	89,394	86,526	90,741	92,871	93,780	92,620	92,339	91,519	89,526	93,851	92,472	95,432	96,999
うち基準外繰入金	81,752	70,232	59,700	46,449	54,552	75,348	69,454	80,261	73,680	66,879	57,113	59,895	61,301	61,901	61,135	60,950	60,408	59,093	61,948	61,038	62,991	64,025
資本的収支分	111,880	116,613	107,000	58,289	58,368	68,474	51,377	60,206	66,658	81,080	54,046	56,679	58,009	58,577	57,852	57,676	57,164	55,920	58,622	57,761	59,809	60,587
うち基準内繰入金	26,344	26,200	65,125	20,886	18,963	16,211	5,451															
うち基準外繰入金	85,336	90,413	41,875	37,413	39,405	52,263	45,926	60,206	66,658	81,080	54,046	56,679	58,009	58,577	57,852	57,676	57,164	55,920	58,622	57,761	59,809	60,587
合計	197,985	191,145	171,124	175,149	191,215	225,518	201,715	217,174	223,898	237,353	197,685	207,315	212,181	214,258	211,607	210,965	209,091	204,539	214,421	211,271	218,032	221,611

■ 林業集落排水事業

(単位:千円, %)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
赤字比率 ($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)																						
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)-(H)} \times 100$)																						
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (T)																						
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (U)	498	555	557	542	540	530	525	513	499	506	540	525	525	525	525	525	525	525	525	525	525	525
地方財政法による資金不足の比率 ((T)/(U)×100)																						
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (V)																						
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (W)																						
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (X)																						
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((V)/(X)×100)																						
他会計借入金残高 (Y)																						
地方債残高 (Z)	19,183	17,813	16,345	14,856	13,348	11,819	10,268	8,793	7,746	7,344	6,934	6,518	6,093	5,661	5,220	4,772	4,316	3,851	3,378	2,896	2,406	1,907

○他会計繰入金 (単位:千円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分		499	875	2,032	1,855	3,852	1,783	1,950	2,084	1,381	931	942	944	944	943	943	943	944	943	944	943	943
うち基準内繰入金				1,161	1,160	1,160	1,161	1,096	799	361	360	364	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365
うち基準外繰入金		499	875	871	695	2,692	622	854	1,285	1,020	571	578	579	578	579	578	578	579	578	579	578	578
資本的収支分	866	1,370	1,468	327	503	510	517	492	349	134	137	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139
うち基準内繰入金			1,113																			
うち基準外繰入金	866	1,370	355	327	503	510	517	492	349	134	137	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139
合計	866	1,869	2,343	2,359	2,358	4,362	2,300	2,442	2,433	1,515	1,068	1,081	1,083	1,082	1,083	1,082	1,082	1,083	1,082	1,083	1,082	1,082

■特定地域生活排水事業

(単位:千円, %)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
赤字比率 ($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)																						
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)-(H)} \times 100$)																						
地方財政法施行令第16条第1項により算定した不足額																						
営業収益-受託工事収益 (B)-(C) (U)	3,296	4,977	6,367	6,758	7,086	7,499	8,106	8,814	8,863	8,785	8,746	8,755	8,716	8,677	8,638	8,600	8,562	8,524	8,486	8,448	8,410	8,373
地方財政法による (T)/(U)×100																						
健全化法施行令第16条により算定した不足額 (V)																						
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (W)																						
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (X)																						
健全化法第22条により算定した資金不足比率 (V)/(X)×100																						
他会計借入金残高 (Y)																						
地方債残高 (Z)	54,400	84,000	98,726	103,848	106,316	108,032	107,653	101,622	94,840	87,580	80,479	72,887	65,081	58,863	54,309	50,590	46,807	43,416	40,258	37,208	34,385	31,502

○他会計繰入金 (単位:千円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分	7,801	4,841	10,934	17,154	21,635	26,994	24,956	26,172	26,960	28,334	27,842	28,382	27,795	25,566	23,315	21,875	21,294	20,312	19,498	18,820	18,050	17,561
うち基準内繰入金	49	38	39	1,796	2,824	4,392	4,977	5,320	5,835	6,101	5,989	6,105	5,979	5,500	5,016	4,706	4,581	4,370	4,195	4,049	3,883	3,778
うち基準外繰入金	7,752	4,803	10,895	15,358	18,811	22,602	19,979	20,852	21,125	22,233	21,853	22,277	21,816	20,066	18,299	17,169	16,713	15,942	15,303	14,771	14,167	13,783
資本的収支分	4,335	4,124	2,857	1,161	1,320	2,293	3,075	2,079	2,196	2,333	2,237	2,280	2,233	2,054	1,873	1,757	1,710	1,631	1,566	1,512	1,450	1,411
うち基準内繰入金	4,335	4,124	474																			
うち基準外繰入金																						
合計	12,136	8,965	13,791	18,315	22,955	29,287	28,031	28,251	29,156	30,667	30,079	30,662	30,028	27,620	25,188	23,632	23,004	21,943	21,064	20,332	19,500	18,972

個別排水事業

(単位:千円, %)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
赤字比率 ($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)																						
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)-(H)} \times 100$)																						
地方財政法施行令第16条第1項により算定した不足金の額 (T)																						
営業収益-受託工事収益 (B)-(C) (U)	2,404	2,678	2,747	2,714	2,694	2,633	3,069	3,255	2,917	2,441	2,348	2,315	2,227	2,142	2,060	1,982	1,906	1,833	1,763	1,696	1,631	1,569
地方財政法による不足の比率 ((T)/(U)×100)																						
健全化法施行令第16条により算定した不足金の額 (V)																						
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額の規模 (W)																						
健全化法施行令第17条により算定した不足額の規模 (X)																						
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((V)/(X)×100)																						
他会計借入金残高 (Y)																						
地方債残高 (Z)	93,008	88,523	83,316	77,535	71,677	65,740	59,724	53,626	49,189	45,964	43,494	40,985	38,436	35,847	33,217	30,545	27,830	25,072	22,270	19,423	16,531	13,592

(単位:千円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分	4,501	2,811	2,734	6,955	6,924	6,822	6,424	6,473	8,576	5,468	4,988	5,062	5,204	5,341	5,477	5,611	5,744	5,877	6,008	6,138	6,268	6,397
うち基準内繰入金	514	894	1,004	4,386	4,086	4,049	4,030	4,012	4,875	2,237	1,547	1,576	1,620	1,663	1,705	1,747	1,788	1,829	1,870	1,910	1,950	1,990
うち基準外繰入金	3,987	1,917	1,730	2,569	2,838	2,773	2,394	2,461	3,701	3,231	3,421	3,486	3,584	3,678	3,772	3,864	3,956	4,048	4,138	4,228	4,318	4,407
資本的収支分	2,542	4,345	5,207	2,391	2,691	2,739	2,777	2,817	2,026	1,659	1,551	1,581	1,626	1,669	1,711	1,753	1,795	1,836	1,877	1,918	1,959	1,999
うち基準内繰入金	2,542	499	4,364	1,105	1,123	1,140	1,168	1,176	1,195	1,214	1,233	1,257	1,293	1,327	1,360	1,393	1,426	1,459	1,492	1,525	1,558	1,590
うち基準外繰入金	7,043	7,156	7,941	9,346	9,615	9,561	9,201	9,290	10,602	7,127	6,519	6,643	6,830	7,010	7,188	7,364	7,539	7,713	7,885	8,056	8,227	8,396
合計																						

萩市下水道事業経営戦略

平成29年3月

萩市上下水道部下水道建設課

電 話 0 8 3 8 - 2 5 - 4 6 5 1

F A X 0 8 3 8 - 2 5 - 4 6 6 2